



鳥取県公報

平成15年12月26日(金)
号外第167号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(71)	
	(行政経営推進課).....	5
	鳥取県採石条例(72)(治山砂防課).....	6
	鳥取県砂利採取条例(73)(＃).....	11

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例

1 趣旨(第1条関係)

この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることとした。

2 署名検証者に対する情報提供手数料(第2条関係)

(1) 知事は、法の規定に基づき法に規定する情報提供手数料(以下「情報提供手数料」という。)を法に規定する指定認証機関(以下「指定認証機関」という。)の収入として收受させることとした。

(2) 情報提供手数料の額は、次に掲げる費用を基礎として、指定認証機関が定めることとした。

ア 法の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等(法に規定する電子計算機処理等をいう。)(3)において同じ。)に要する費用

イ 法の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用

(3) (2)の場合において、指定認証機関は、あらかじめ、情報提供手数料の額について知事の承認を受けなければならないこととした。

3 施行期日

この条例は、法の施行の日から施行することとした。

鳥取県採石条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、採石法(以下「法」という。)採石法施行令及び採石法施行規則に定めるもののほか、採石業者が遵守すべき事項、知事はその指導監督を行う際の基準等を定め、もって、採石に伴う災害を防止し、併せて採石業の健全な発達を図ることを目的とすることとした。

2 定義(第2条関係)

この条例において用いる用語の意義を定めることとした。

3 県の責務(第3条関係)

県は、採石に係る法令、この条例及び採石に関するその他の規程(以下「関係規程」という。)に定める基準に基づき、採石業者に対して適切な指導監督を行い、採石に伴う災害を防止し、採石業の健全な発達を図るものとする事とした。

4 採石業者の責務(第4条関係)

採石業者は、関係規程を誠実に遵守し、採石に伴う災害を防止しなければならないこととした。

5 採石認可の基準（第5条、別表関係）

(1) 知事は、採石業者から採取計画の認可の申請（以下「認可申請」という。）があったときは、法に規定する事項について審査し、適当と認めるときは、採石認可をするものとする事とした。

(2) (1)の審査は、法の基準及び6によるほか、次に掲げる項目についてこの条例に定める基準に従って行うものとする事とした。

ア 採石場の区域

イ 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間

ウ 岩石の賦存の状況

エ 採取をする岩石の用途

オ 採石の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項

カ 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

キ 廃土又は廃石の堆積^{たい}の方法

6 跡地の防災措置の履行確保（第6条関係）

知事は、認可申請をした採石業者が次に掲げる条件に適合し、採石の跡地について採石を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な措置（以下「跡地の防災措置」という。）を確実に行うと見込まれる場合でなければ、採石認可をしないものとする事とした。

(1) 当該採石業者が、当該認可申請をする以前に知事から採石認可を受けた他の岩石採取場であって当該認可申請をする際現に採石を行っているものがあるときは、その中に当該岩石採取場について採石を行ったため災害が発生する可能性が高まっているものがないこと。

(2) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採石認可を受けた他の岩石採取場であった既に採石のための掘削が終了しているものがあるときは、その中に当該岩石採取場の跡地の防災措置が行われていないものがないこと。

(3) 当該採石業者が跡地の防災措置を適切に行わないときは、本人に代わって跡地の防災措置を行うことについての他者の保証（規則で定めるものに限る。）を受けていること。

7 変更認可等（第7条関係）

(1) 採石業者は、認可計画の変更の認可を受けようとするときは、当該変更が採石の期間の延長に係るものである場合にあっては当該期間が満了する日の2月前までに、その他の場合にあっては当該変更を行おうとする日の2月前までに、知事に申請しなければならない事とした。

(2) 採石業者は、認可計画の軽微な変更を行おうとするときは、当該変更を行う日の7日前までに、知事に届け出なければならない事とした。

8 採取計画の遵守義務に違反した者等に対する処分基準（第8条、第9条関係）

(1) 知事は、採石業者が認可計画を遵守していないことを確認したとき（重大な不遵守を除く。）は、必要に応じて、当該採石業者に対して、当該不遵守に係る事項を速やかに認可計画に適合するよう改善するための計画（以下「改善計画」という。）を提出するよう、当該確認をした日から起算して3日以内に指導するものとする事とした。

(2) (1)に基づく指導を受けた採石業者は、当該指導のあった日から起算して7日以内に、当該指導に係る改善計画を知事に提出しなければならない事とした。

(3) 知事は、採石業者が(2)に基づき改善計画を提出したときは、当該提出を受けた日から起算して5日以内に、これを承認し、又は5日以内の期限を付して補正を命じるものとする事とした。

(4) 知事は、無認可で採石を行った者等に対して、法の規定に基づき、採石に伴う災害の防止のために必要な措置をとるよう命じるものとする事とした。

9 業務報告等（第10条関係）

(1) 採石業者は、毎年4月1日から同月30日までの間に、岩石の採取の実施状況等について、知事に報

告しなければならないこととした。

(2) 知事は、(1)の報告が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該採石業者の事務所及び岩石採取場(以下「採石場等」という。)について、当該職員に法の規定に基づく立入り又は検査(以下「立入検査」という。)を行わせるものとする事とした。

(3) 知事は、(1)の報告が提出されない場合は、採石場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする事とした。

(4) 知事は、採石業者から採石業の廃止の届出又は採石の採取の休止若しくは廃止届出(以下「廃止等届」という。)が提出された場合において、必要があると認めるときは、採石場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする事とした。

(5) 知事は、採石業者が採石業の廃止又は岩石の採取の休止若しくは廃止に該当することとなった場合にもかわらず、廃止等届を提出しないときは、採石場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする事とした。

(6) 知事は、(5)の立入検査により、当該採石業者が採石業の廃止又は岩石の採取の休止若しくは廃止に該当することとなっていることが確認されたときは、速やかに、法の規定に基づきその業者登録を消除し、又は当該採石業者に対して法の規定に基づき災害の防止のための必要な措置若しくは設備をするよう命じるものとする事とした。

10 認可状況の公表(第11条関係)

知事は、採石認可(認可計画の変更の認可を含む。)をしたときは、速かに公表するものとする事とした。

11 規則への委任(第12条関係)

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

12 施行期日等

(1) この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県砂利採取条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、砂利採取法(以下「法」という。)砂利採取法施行令、砂利採取業者の登録等に関する規則及び砂利の採取計画等に関する規則に定めるもののほか、砂利採取業者が遵守すべき事項、知事はその指導監督を行う際の基準等を定め、もって砂利採取に伴う災害を防止し、併せて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする事とした。

2 定義(第2条関係)

この条例において用いる用語の意義を定めることとした。

3 県の責務(第3条関係)

県は、砂利採取に係る法令、この条例及び砂利採取に関するその他の規程(以下「関係規程」という。)に定める基準に基づき、砂利採取業者に対して適切な指導監督を行い、砂利採取に伴う災害を防止するとともに、砂利採取業の健全な発達に資するものとする事とした。

4 砂利採取業者の責務(第4条関係)

砂利採取業者は、関係規程を誠実に遵守し、砂利採取に伴う災害を防止しなければならないこととした。

5 採取認可の基準(第5条、別表関係)

(1) 知事は、砂利採取業者から採取計画の認可の申請(以下「認可申請」という。)があったときは、法に規定する事項について審査し、適当と認めるときは、採取認可をするものとする事とした。

(2) (1)の審査は、法の基準及び6によるほか、次に掲げる項目について、この条例に定める基準に従って行うものとする事とした。

- ア 砂利採取場の区域
- イ 採取をする砂利の種類及びその数量並びにその採取の期間
- ウ 砂利採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項
- エ 砂利採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- オ 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項

6 埋戻しの履行確保（第6条関係）

知事は、認可申請をした砂利採取業者が次に掲げる条件に適合し、砂利採取の跡地の埋戻し（以下「埋戻し」という。）を確実に行うと見込まれる場合でなければ、採取認可をしないものとする事とした。

- (1) 当該砂利採取業者が当該認可申請をする以前に知事から採取認可を受けた他の砂利採取場の中に、埋戻しを完了していないものが2箇所以上ないこと。
- (2) 当該砂利採取業者が埋戻しを適切に行わないときは、本人に代わって埋戻しを行うことについての他者の保証（規則で定めるものに限る。）を受けていること。

7 変更認可（第7条関係）

砂利採取業者は、採取計画の変更の認可を受けようとするときは、当該変更が砂利採取の期間の延長に係るものである場合にあっては当該期間が満了する日の1月前までに、その他の場合にあっては当該変更を行おうとする日の1月前までに、知事に申請しなければならないこととした。

8 認可計画の不遵守等に対する指導監督（第8条、第9条関係）

- (1) 知事は、砂利採取業者が認可計画を遵守していないことを確認したとき（重大な不遵守を除く。）は、必要に応じて、当該砂利採取業者に対して、当該不遵守に係る事項を速やかに認可計画に適合するよう改善するための計画（以下「改善計画」という。）を提出するよう、当該確認をした日から起算して3日以内に指導するものとする事とした。
- (2) (1)の指導を受けた砂利採取業者は、当該指導のあった日から起算して7日以内に、当該指導に係る改善計画を知事に提出しなければならないこととした。
- (3) 知事は、砂利採取業者が(2)に基づき改善計画を提出したときは、当該提出を受けた日から起算して5日以内に、これを承認し、又は5日以内の期限を付して補正を命じるものとする事とした。
- (4) 知事は、無認可で砂利採取を行った者等に対して、法に基づき、砂利採取に伴う災害の防止のために必要な措置をとるよう命じるものとする事とした。

9 業務報告等（第10条関係）

- (1) 砂利採取業者は、規則で定めるところにより、砂利の採取の実施状況等について、知事に報告しなければならないこととした。
- (2) 知事は、(1)の報告が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該砂利採取業者の事務所及び砂利採取場（以下「採取場等」という。）について、当該職員に法の規定に基づく立入り、検査又は質問（以下「立入検査」という。）を行わせるものとする事とした。
- (3) 知事は、(1)の報告が提出されない場合は、採取場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする事とした。
- (4) 知事は、砂利採取業者から砂利採取業の廃止の届出又は砂利採取の休止若しくは廃止の届出（以下「廃止等届」という。）が提出された場合において、必要があると認めるときは、採取場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする事とした。
- (5) 知事は、砂利採取業者が砂利採取業の廃止又は砂利採取の休止若しくは廃止に該当することとなるにもかかわらず、廃止等届を提出しないときは、採取場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする事とした。
- (6) 知事は、(5)の立入検査により、当該砂利採取業者が砂利採取業の廃止又は砂利採取の休止若しくは廃止に該当することとなることが確認されたときは、速やかに、法の規定に基づきその業者登録を消除し、又は当該砂利採取業者に対して法の規定に基づき災害の防止のために必要な措置をとるよう命じ

るものとする事とした。

10 認可状況の公表（第11条関係）

知事は、計画の認可（認可計画の変更の認可を含む。）を行ったときは、速やかに公表するものとする事とした。

11 規則への委任（第12条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める事とした。

12 施行期日等

（1）この条例は、平成16年4月1日から施行する事とした。

（2）所要の経過措置を講ずる事とした。

条 例

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第71号

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（署名検証者に対する情報提供手数料）

第2条 知事は、法第34条第5項の規定に基づき同項に規定する情報提供手数料（以下「情報提供手数料」という。）を同条第1項に規定する指定認証機関（以下「指定認証機関」という。）の収入として収受させるものとする。

2 情報提供手数料の額は、次に掲げる費用を基礎として、指定認証機関が定める。

（1）法第18条第1項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等（法第17条第3項第3号に規定する電子計算機処理等をいう。次号において同じ。）に要する費用

（2）法第18条第2項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用

3 前項の場合において、指定認証機関は、あらかじめ、情報提供手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

鳥取県採石条例をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第72号

鳥取県採石条例

(目的)

第1条 この条例は、採石法(昭和25年法律第291号。以下「法」という。)採石法施行令(昭和25年政令第279号)及び採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)に定めるもののほか、採石業者が遵守すべき事項、知事はその指導監督を行う際の基準等を定め、もって、採石に伴う災害を防止し、併せて採石業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採石 法第10条第1項第3号に規定する岩石の採取をいう。
- (2) 採石業 法第10条第1項第3号に規定する採石業をいう。
- (3) 業者登録 法第32条の登録をいう。
- (4) 採石業者 法第32条の4第1項第3号に規定する採石業者をいう。
- (5) 採石認可 法第33条の認可をいう。
- (6) 認可計画 法第33条の8に規定する認可採取計画をいう。
- (7) 掘削区域 認可計画において採石のために掘削をすることとされた区域をいう。

(県の責務)

第3条 県は、採石に係る法令、この条例及び採石に関するその他の規程(以下「関係規程」という。)に定める基準に基づき、採石業者に対して適切な指導監督を行い、採石に伴う災害を防止し、採石業の健全な発達を図るものとする。

(採石業者の責務)

第4条 採石業者は、関係規程を誠実に遵守し、採石に伴う災害を防止しなければならない。

(採石認可の基準)

第5条 知事は、採石業者から法第33条の3第1項の規定による申請(以下「認可申請」という。)があったときは、法第33条の2に規定する事項について審査し、適当と認めるときは、採石認可をするものとする。

2 前項の審査は、法第33条の4及び次条の規定によるほか、別表に定める基準に従って行うものとする。

(跡地の防災措置の履行確保)

第6条 知事は、認可申請をした採石業者が次に掲げる条件に適合し、採石の跡地について採石を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な措置(以下「跡地の防災措置」という。)を確実に行うと見込まれる場合でなければ、採石認可をしないものとする。

- (1) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採取認可を受けた他の法第33条に規定する岩石採取場(以下「採石場」という。)であって当該認可申請をする際に採石を行っているものがあるときは、その中に当該採石場について採石を行ったため災害が発生する可能性が高まっているものがないこと。
- (2) 当該採石業者が当該認可申請をする以前に知事から採石認可を受けた他の採石場であって既に採石のための掘削が終了しているものがあるときは、その中に当該採石場の跡地の防災措置が行われていないものがないこと。

(3) 当該採石業者が跡地の防災措置を適切に行わないときは、本人に代わって跡地の防災措置を行うことについての他者の保証(規則で定めるものに限る。)を受けていること。

(変更認可等)

第7条 採石業者は、法第33条の5第1項の規定による変更の認可を受けようとするときは、当該変更が採石の期間の延長に係るものである場合にあっては当該期間が満了する日の2月前までに、その他の場合にあっては当該変更を行おうとする日の2月前までに、知事に申請しなければならない。

2 採石業者は、法第33条の5第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更を行おうとするときは、当該変更を行おうとする日の7日前までに、同条第2項の規定により知事に届け出なければならない。

(認可計画の不遵守等に対する指導監督)

第8条 知事は、採石業者が認可計画を遵守していないことを確認したとき(次条第3号又は第4号に該当するときは除く。)は、必要に応じて、当該採石業者に対して、当該不遵守に係る事項を速やかに認可計画に適合するよう改善するための計画(以下「改善計画」という。)を提出するよう、当該確認をした日から起算して3日以内に指導するものとする。

2 前項の規定に基づく指導を受けた採石業者は、当該指導のあった日から起算して7日以内に、当該指導に係る改善計画を知事に提出しなければならない。

3 知事は、採石業者が前項の規定に基づき改善計画を提出したときは、当該提出を受けた日から起算して5日以内に、これを承認し、又は5日以内の期限を付して補正を命じるものとする。

第9条 知事は、採石業を行う者が次のいずれかに該当するときは、当該採石業を行う者に対して、法第33条の13第2項の規定に基づき、採石に伴う災害の防止のために必要な措置をとるよう命じるものとする。

(1) 業者登録を受けずに採石を行ったとき。

(2) 採石認可を受けずに採石を行ったとき。

(3) 認可計画に定める掘削区域外の土地を当該掘削区域の面積の3割に相当する面積を超えて採石を行ったとき。

(4) 認可計画に定めた事項のうち、別表の6の項に定める事項を遵守しないで採石を行ったため、災害が発生する可能性が高まっていると認められるとき。

(5) 前条第2項の規定に基づく改善計画の提出をせず、又は改善計画に従って改善をしなかったとき。

(6) 前条第3項の規定に基づき命じられた改善計画の補正をしなかったとき。

(業務報告等)

第10条 採石業者は、毎年4月1日から同月30日までの間に、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1) 採石場ごとの採石の実施状況

(2) 採石場ごとの採取した岩石により生産した製品の出荷状況

(3) 採石場ごとの跡地の防災措置の実施状況

(4) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の報告が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該採石業者の事務所及び採石場(以下「採石場等」という。)について、当該職員に法第42条第1項の規定に基づく立入り又は検査(以下「立入検査」という。)を行わせるものとする。

3 知事は、第1項の報告が提出されない場合は、同項各号に掲げる事項を確認するため、採石場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする。

4 知事は、採石業者から法第32条の8の規定による届出又は法第33条の10の規定による届出(以下「廃止等届」という。)が提出された場合において、必要があると認めるときは、採石場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする。

5 知事は、採石業者が法第32条の8又は第33条の10に規定する場合に該当することとなっているにもかかわらず、廃止等届を提出しないときは、採石場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする。

6 知事は、前項の規定による立入検査により、当該採石業者が法第32条の8又は第33条の10に規定する場合に

該当することとなっていることが確認されたときは、速やかに、法第32条の11の規定に基づきその業者登録を削除し、又は当該採石業者に対して法第33条の13若しくは第33条の17の規定に基づき災害の防止のために必要な措置若しくは設備をするよう命じるものとする。

(認可状況の公表)

第11条 知事は、採石認可(法第33条の5第1項の規定による変更の認可を含む。)をしたときは、速やかに公表するものとする。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後にされる認可申請並びに法第33条の5第1項の認可計画の変更の申請及び同条第2項の認可計画の軽微な変更の届出について適用する。

別表(第5条関係)

採 石 認 可 の 基 準

項 目	基 準
1 採石場の区域	(1) 採石場の区域が、規則で定める図面等により正しく表示されていること。 (2) 採石場の区域が、採取をする岩石の数量並びに採取の方法及び期間を考慮した適切なものであること。 (3) 採石場の区域と隣接地との境界及び掘削区域と保全区域(隣接地との境界から掘削区域までの間に、災害の防止のために確保する掘削をしない区域をいう。以下同じ。)との境界が、規則で定める適切な方法により明示されていること。
2 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間	(1) 採取をする岩石の種類が、試掘その他の規則で定める方法により確認されていること。 (2) 採取をする岩石の数量が、その賦存量、採石のための設備の能力、自然条件及び採取の方法を考慮して、過大なものでないこと。 (3) 採取の期間は、知事が特に必要と認める場合を除き、5年を超えないものとし、採取をする岩石の数量に応じ、採石及び跡地の防災措置が適切に行えるものであること。
3 岩石の賦存の状況	地質、走向、傾斜等から判断される岩石の賦存の状況が、試掘その他の規則で定める方法により確認されていること。
4 採取をする岩石の用途	採取をする岩石の種類に応じた適切な用途であること。
5 採石の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	(1) 採石の工程ごとに、必要とされる機械、設備その他の施設の種類及び能力、採取をする岩石の数量、採取の期間、掘削区域の面積その他知事が必要と認める事項が、適切に定められていること。 (2) 採取の方法が、採取をする岩石の種類等に応じて、階段状の掘削、機械による掘削その他の規則で定める適切なものであること。
6 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	(1) 採石場への関係者以外の進入、土砂崩れ、騒音等(騒音、振動、粉じん又は飛石をいう。以下同じ。) 塵土又は塵石の流出等の防止、保全区域の設定、火薬の使用、採取をした岩石の管理等について、次に掲げる事項が定められていること。

- ア 採石場の区域内に関係者以外は容易に進入できないよう、柵その他の規則で定める進入防止の措置を行うこと。
- イ 土砂崩れの防止等のため、掘削区域が山頂、稜線等を含んだ範囲となるよう努めること。
- ウ 掘削区域と隣接地の境界との間における保全区域の幅は、掘削に伴う隣接地の土砂崩れ等を防ぐため、隣接地の利用状況に応じて5メートル以上で規則で定める距離以上とすること。ただし、防災上支障がないと知事が認めるときは、この限りでない。
- エ 採石に係る掘削（表土（風化物、樹木等の表土に附随して除去することが必要なものを含む。以下同じ。）の除去を含む。以下「採掘」という。）をする勾配は、土砂崩れ等の防止のため、水平面に対する角度を岩石の種類等に応じて規則で定める角度以内とすること。採掘に係る土地の最終的な掘削面（以下「最終掘削面」という。）の最も高い場所から最も低い場所までの平均勾配についても同様とする。
- オ 採掘をする際には、落石等の防止のため知事が必要と認めるときは、金網、よう壁その他の規則で定める措置を行うこと。
- カ 表土の除去は、採石のための掘削を行う箇所の外周部についても、水平距離で10メートル以上の幅にわたって行うこと。
- キ 最終掘削面の最も低い場所と最も高い場所の高低差（以下「最終高低差」という。）は、岩石の種類等に応じて規則で定める高低差以下とすること。ただし、最終掘削面に10メートル以上で規則で定める幅以上の小段を当該高低差以下の間隔で設けるときは、この限りでない。
- ク 最終高低差が岩石の種類等に応じて20メートル以下で規則で定める高低差を超えるときは、最終掘削面に当該高低差以下の間隔で2メートル以上の幅の小段を設けること。
- ケ 採掘の作業を行う平地（以下「作業平地」という。）とその直前又は直後に当該作業を行う平地の高低差は、岩石の種類等に応じて20メートル以下で規則で定める高低差以下とし、作業平地の幅は、当該作業に用いる機械又は設備が安全に使用できるものとする。
- コ 作業平地からの採掘に係る掘削面がキ及びクに適合する状態になるまでは、別の作業平地からの採掘は行わないこと。
- サ 採掘をする勾配を確認するための設備を設置すること。
- シ 採石に伴う騒音等の発生を防ぐための措置を行うこと。
- ス 火薬を使用するときは、次に掲げる措置を行うこと。
- （ア）あらかじめ危険区域を定めて見張人を配置し、関係者以外の進入を防止すること。
- （イ）サイレン等により火薬の使用を予告し、その終了等も知らせること。
- （ウ）使用する火薬の量及び使用方法が、騒音等を最小限にとどめるものであること。
- セ 岩石の破碎及び選別のための施設は、周辺の環境を考慮して汚濁水の処理及び騒音等の防止に効果がある場所に設置し、それぞれについて有効な措置を行うこと。
- ソ 採取をした岩石を採石場の区域内に堆積するときは、安定計算に基づく安全度が確保できる堆積の方法その他知事が適当と認める方法により、安定した状態で管理すること。
- （2）原石、製品、廃土等の運搬に伴う騒音等による災害の防止等について、次に掲げる事項が定められていること。
- ア 運搬の時間帯、積載量等を制限するとともに、粉じん、積荷の落下等を防止するため、覆いその他知事が適当と認める設備を設置すること。

	<p>イ 粉じん防止のため、採石場内の通路及び採石場から公道に至るまでの通路について舗装、清掃その他知事が適当と認める措置を行うとともに、採石場の近隣の公道その他の通路について散水、清掃その他知事が適当と認める措置を行うこと。</p> <p>ウ 採石場から泥土を出さないよう、出入口付近に洗車場その他知事が適当と認める設備を設けること。</p> <p>(3) 汚濁した水の採石場の区域外への流出の防止について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア 採石場に水が流入することが想定されるときは、排水路その他知事が適当と認める施設を設けて流入する水を排除すること。</p> <p>イ 排水については、採石の工程に応じて、十分な処理能力を有することその他の規則で定める要件を満たす汚濁水処理施設、沈殿池その他知事が適当と認める施設を設け、適切に処理すること。</p> <p>(4) 跡地の防災措置、その施工方法、工程等について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア 保全区域の崩壊防止のため知事が必要と認めるときは、土留施設を設置すること。</p> <p>イ 採掘が終了したときは、残壁の崩壊等を防ぐため、岩石の種類等に応じて、のり面の整形、小段の設置その他の規則で定める措置を行うこと。</p> <p>ウ 採掘が終了したときは、他の用途に利用する場合を除き、環境保全、景観保全等のため、速やかに順次緑化すること。</p>
<p>7 廃土又は廃石の堆積の方法</p>	<p>廃土又は廃石（除去をした表土を含む。以下同じ。）の堆積の方法、堆積場の設置場所等について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア 堆積場は、発生する廃土又は廃石の量に見合う広さの用地が確保されていること、周辺に人家が存在しないこと、土砂の流入が少ないことその他規則で定める要件を満たす場所に設置すること。</p> <p>イ 堆積場は、知事が必要と認めるときは、強度計算又は安定計算を行った上で、恒久的に安全なりのり尻のかん止堤その他知事が適当と認める土留施設を設置すること。</p> <p>ウ 堆積場内に水が流入するときは、十分な通水能力を有する排水路その他の知事が適当と認める施設を設置するとともに、知事が必要と認めるときは、汚濁した水の処理施設を設置すること。</p> <p>エ 堆積場における廃土又は廃石の堆積は、地盤を露出させてから行うこと。</p> <p>オ 堆積場における廃土又は廃石の堆積に当たっては、堆積物の安定計算を行い所要の安定度を確保すること、水平層状堆積法（堆積土を下部から一層ずつ水平層状に積み上げる方法をいう。）をとることその他規則で定める措置を行うこと。</p> <p>カ 堆積場が十分に安定した状態になったと知事が認めるまでの間は、土留施設、排水路、のり面その他知事が必要と認める施設及び場所について、点検及び管理を行うこと。</p> <p>キ 堆積場において災害が発生するおそれがあるときは、それを防止するために緊急に必要とされる措置を直ちに実施するとともに、堆積場の安定計算を行い、所要の安定度を確保するために必要な措置を速やかに実施すること。</p>

鳥取県砂利採取条例をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第73号

鳥取県砂利採取条例

(目的)

第1条 この条例は、砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下「法」という。)砂利採取法施行令(昭和43年政令第241号)砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)及び砂利の採取計画等に関する規則(昭和43年通商産業省令・建設省令第1号)に定めるもののほか、砂利採取業者が遵守すべき事項、知事はその指導監督を行う際の基準等を定め、もって砂利採取に伴う災害を防止し、併せて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 砂利採取 法第2条に規定する砂利の採取をいう。
- (2) 砂利採取業 法第2条に規定する砂利採取業をいう。
- (3) 業者登録 法第3条の登録をいう。
- (4) 砂利採取業者 法第6条第1項第3号に規定する砂利採取業者をいう。
- (5) 採取認可 法第16条の認可をいう。
- (6) 認可計画 法第21条に規定する認可採取計画をいう。
- (7) 掘削区域 認可計画において砂利採取のために掘削をすることとされた区域をいう。

(県の責務)

第3条 県は、砂利採取に係る法令、この条例及び砂利採取に関するその他の規程(以下「関係規程」という。)に定める基準に基づき、砂利採取業者に対して適切な指導監督を行い、砂利採取に伴う災害を防止するとともに、砂利採取業の健全な発達に資するものとする。

(砂利採取業者の責務)

第4条 砂利採取業者は、関係規程を誠実に遵守し、砂利採取に伴う災害を防止しなければならない。

(採取認可の基準)

第5条 知事は、砂利採取業者から法第18条第1項の規定による申請(以下「認可申請」という。)があったときは、法第17条に規定する事項について審査し、適当と認めたときは、採取認可をするものとする。

2 前項の審査は、法第19条及び次条の規定によるほか、別表に定める基準に従って行うものとする。

(埋戻しの履行確保)

第6条 知事は、認可申請をした砂利採取業者が次に掲げる条件に適合し、砂利採取の跡地の埋戻し(以下「埋戻し」という。)を確実に行うと見込まれる場合でなければ、採取認可をしないものとする。

- (1) 当該砂利採取業者が当該認可申請をする以前に知事から採取認可を受けた他の法第16条に規定する砂利採取場(以下単に「砂利採取場」という。)の中に、埋戻しを完了していないものが2箇所以上ないこと。
- (2) 当該砂利採取業者が埋戻しを適切に行わないときは、本人に代わって埋戻しを行うことについての他者の保証(規則で定めるものに限る。)を受けていること。

(変更認可)

第7条 砂利採取業者は、法第20条第1項の規定による変更の認可を受けようとするときは、当該変更が砂利採

取の期間の延長に係るものである場合にあっては当該期間が満了する日の1月前までに、その他の場合にあっては当該変更を行おうとする日の1月前までに、知事に申請しなければならない。

(認可計画の不遵守等に対する指導監督)

第8条 知事は、砂利採取業者が認可計画を遵守していないことを確認したとき(次条第3号又は第4号に該当するときを除く。)は、必要に応じて、当該砂利採取業者に対して、当該不遵守に係る事項を速やかに認可計画に適合するよう改善するための計画(以下「改善計画」という。)を提出するよう、当該確認をした日から起算して3日以内に指導するものとする。

2 前項の規定に基づく指導を受けた砂利採取業者は、当該指導のあった日から起算して7日以内に、当該指導に係る改善計画を知事に提出しなければならない。

3 知事は、砂利採取業者が前項の規定に基づき改善計画を提出したときは、当該提出を受けた日から起算して5日以内に、これを承認し、又は5日以内の期限を付して補正を命じるものとする。

第9条 知事は、砂利採取業を行う者が次のいずれかに該当するときは、当該砂利採取業を行う者に対して、法第23条第2項の規定に基づき、砂利採取に伴う災害の防止のために必要な措置をとるよう命じるものとする。

(1) 業者登録を受けずに砂利採取を行ったとき。

(2) 採取認可を受けずに砂利採取を行ったとき。

(3) 認可計画に定める掘削区域外の土地を当該掘削区域の面積の3割に相当する面積を超えて砂利採取を行ったとき。

(4) 認可計画に定めた事項のうち、別表の4の項に定める事項を遵守しないで砂利採取を行ったため、災害が発生する可能性が高まっていると認められるとき。

(5) 前条第2項の規定に基づく改善計画の提出をせず、又は改善計画に従って改善をしなかったとき。

(6) 前条第3項の規定に基づき命じられた改善計画の補正をしなかったとき。

(業務報告等)

第10条 砂利採取業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を定期的に知事に報告しなければならない。

(1) 砂利採取場ごとの砂利採取の実施状況

(2) 砂利採取場ごとの採取した砂利により生産した製品の出荷状況

(3) 砂利採取場ごとの埋戻しの実施状況

(4) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の報告が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該砂利採取業者の事務所及び砂利採取場(以下「採取場等」という。)について、当該職員に法第34条第2項の規定に基づく立入り、検査又は質問(以下「立入検査」という。)を行わせるものとする。

3 知事は、第1項の報告が提出されない場合は、同項各号に掲げる事項を確認するため、採取場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする。

4 知事は、砂利採取業者から法第10条の規定による届出又は法第24条の規定による届出(以下「廃止等届」という。)が提出された場合において、必要があると認めるときは、採取場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする。

5 知事は、砂利採取業者が法第10条又は第24条に規定する場合に該当することとなるにもかかわらず、廃止等届を提出しないときは、採取場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする。

6 知事は、前項の規定による立入検査により、当該砂利採取業者が法第10条又は第24条に規定する場合に該当することとなることが確認されたときは、速やかに、法第13条の規定に基づきその業者登録を削除し、又は当該砂利採取業者に対して法第23条第2項の規定に基づき災害の防止のために必要な措置をとるよう命じるものとする。

(認可状況の公表)

第11条 知事は、採取認可(法第20条第1項の規定による変更の認可を含む。)を行ったときは、速やかに公表

するものとする。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後にされる認可申請及び法第20条第1項の認可計画の変更の申請について適用する。

別表(第5条関係)

採 取 認 可 の 基 準

項 目	基 準
1 砂利採取場の区域	(1) 砂利採取場の区域が、規則で定める図面等により正しく表示されていること。 (2) 砂利採取場の区域が、採取をする砂利の数量並びに採取の方法及び期間を考慮した適切なものであること。 (3) 砂利採取場の区域と隣接地との境界が、規則で定める適切な方法により明示されていること。
2 採取をする砂利の種類及び数量並びにその採取の期間	(1) 採取をする砂利の種類が、砂利の賦存状況に応じて適切なものであること。 (2) 採取をする砂利の数量が、砂利の賦存量、砂利採取のための設備の能力、自然条件及び採取の方法を考慮して、過大なものでないこと。 (3) 採取の期間は、知事が特に必要と認める場合を除き、1年を超えないものとし、採取をする砂利の数量に応じ、砂利採取及び跡地の埋戻しが適切に行えるものであること。
3 砂利採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	砂利採取の工程ごとに、必要とされる機械、設備その他の施設の種類及び能力、採取をする砂利の数量、採取の期間及び掘削区域の面積その他知事が必要と認める事項が、適切に定められていること。
4 砂利採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	(1) 除去をした表土(風化物、樹木等の表土に附随して除去することが必要なものを含む。以下同じ。)の処理方法、採取をした砂利の管理方法、保安距離(隣接地との境界から掘削区域までの間に確保する水平距離をいう。以下同じ。)土砂崩れ及び飛砂防止方法等について、次に掲げる事項が定められていること。 ア 砂利採取場の区域内に関係者以外は容易に進入できないよう、柵その他の規則で定める進入防止の措置を行うこと。 イ 除去をした表土又は採取をした砂利を砂利採取場の区域内に堆積するとき、かん止堤その他知事が適当と認める設備を設け、当該土砂が隣接地に流出しないよう管理するとともに、その飛散を防止するため、散水その他知事が適当と認める措置を行うこと。 ウ 掘削をする深さは、安定した勾配を確保して災害防止を図るため、砂利の堆積の深さ等に応じて15メートル以内で規則で定める深さ以内とし、砂利の種類等に応じて規則で定める深さに達したごとに小段を設けることその他知事が適当と認める措置を行うこと。 エ 掘削をする勾配は、土砂崩れの防止等のため、砂利の種類等に応じて水平面に対し25度から45度までの範囲内で規則で定める角度以内とすること。 オ 掘削をする勾配を確認するための設備を設置すること。

	<p>カ 保安距離は、掘削に伴う隣接地の土砂崩れ等を防ぐため、隣接地の利用状況に応じて2メートル以上で規則で定める距離以上とすること。</p> <p>キ 飛砂等を防止するため、金網その他の知事が適当と認める施設を設置すること。</p> <p>ク 騒音による人家への影響を防ぐため、騒音を発生する機械又は設備の使用時間の限定、騒音を防止する装置の設置その他知事が適当と認める措置を行うこと。</p> <p>ケ 砂利採取場から泥土を出さないよう、出入口付近に洗車場その他知事が適当と認める設備を設けるとともに、砂利採取場の近隣の公道その他の通路について、散水、清掃その他知事が適当と認める措置を行うこと。</p> <p>(2) 汚濁水、泥土等の砂利採取場の区域外への流出を防ぐため、沈殿池等の汚濁水を処理する施設の設置、当該施設による処理方法、地下水、井戸等への悪影響を防止する方法その他知事が必要と認める事項が、適切に定められていること。</p> <p>(3) 埋戻しについて、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア 埋戻しは、産業廃棄物に係る法令等に違反しない埋戻しに適した土砂等であって、所有者が契約書等で確認できるものを用いて行うこと。</p> <p>イ 砂利採取場が農地である場合においては、その機能を適切に維持するため、次に掲げる措置を行うこと。</p> <p>(ア) 埋戻し後の排水を確保するため、作物の作付状況等の土地の状況に配慮し、透水層の設置その他の規則で定める措置を行うこと。</p> <p>(イ) 掘削前の表土その他の規則で定める適切な土砂を用いて、農地としての機能を維持するために必要な上層の深さを確保すること。</p>
<p>5 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項</p>	<p>砂利採取場の周辺道路の汚損及び出入りする車両による事故を防ぐため、区域外に砂利を搬出するときに施す水切りの方法、搬出をする車両が当該区域外に出るときに配慮すべき事項その他知事が必要と認める事項が、適切に定められていること。</p>